

地域企業グループチャレンジ促進事業

募集要項

令和 8 年 7 月

目 次

1. 本事業の背景と目的	2
2. 支援対象事業者	2
2-1. 支援対象事業者の要件	2
2-2. 中核企業の役割	3
2-3. その他の支援対象事業者の要件	3
3. 支援対象事業	4
4. 支援対象件数	4
5. 支援対象期間	4
6. 支援内容	4
6-1. 物的サポート	4
6-2. 支援対象事業者の取組に必要なハンズオン支援	5
7. 応募方法	7
7-1. 応募エントリー	7
7-2. 応募書類の作成	7
7-3. 応募書類の提出	7
7-4. 応募書類の事前確認(※希望する事業者のみ)	7
8. 審査・選定	9
8-1. 審査方法	9
8-2. 審査基準	9
8-3. 審査結果の通知	9
9. 採択決定後の主な流れと採択にあたっての留意事項	10
9-1. 採択決定後の主な流れ	10
9-2. 留意事項	10
10. 問い合わせ先	11

1. 本事業の背景と目的

原材料価格の高騰や人件費の増加、国際情勢の変化等、都内の中小企業は外部環境の大きな変化に直面しており、経営の仕組みや事業の在り方を見直す必要に迫られています。しかし、経営資源が必ずしも十分でない中小企業にとって、単独の投資や新規事業の立ち上げは困難です。そのため、「地域企業グループチャレンジ促進事業」(以下、「本事業」という。)では、地域の中小企業が強みを持ち寄り、連携して新規事業の創出等に挑戦することを目的としています。

2. 支援対象事業者

2-1. 支援対象事業者の要件

以下の要件をすべて満たすものとします。

- 都内に事業所等(注 1)を有する中小企業(注 2)(以下、「中核企業」という。)1 社を中心とし、同様の経営課題や問題意識を有する 2 社以上の中小企業(以下、「構成企業」という。)から構成される計 3 社以上のグループ(以下、「地域企業グループ」という。)であること。
- 原則、中核企業および構成企業の 50%以上が同じ地域(注 3)に事業所等を有すること。
- 原則、地域企業グループ内の構成企業相互が親会社、子会社又は関連会社の関係にないこと。
- 応募日から本事業の支援対象期間内を通じて、上記の要件をすべて満たす「地域企業グループ」として取組を実施できること。

(注 1)事業所等:本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する本・支店、営業所、事業所、研究所等をいう。都内に複数の事業所等を有する場合は、いずれかひとつの事業所等を選択すること。

(注 2)中小企業:中小企業の定義は、[中小企業基本法の規定](#)に基づく。なお、以下に該当する「みなし大企業」は対象外とする。

- 発行済株式の総数または出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数または出資金額の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業

<「中小企業」の定義>

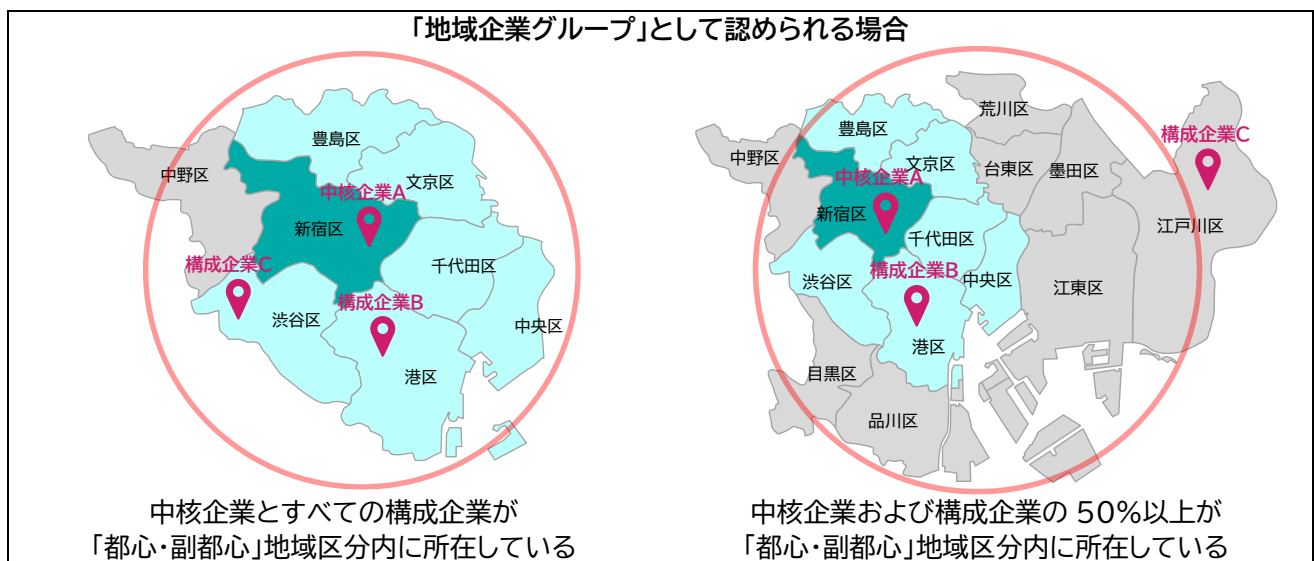
業種	資本金	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

(注3)「同じ地域」:以下の「地域区分」内であること。

<本事業における地域区分>

地域区分	各地域区分に含まれる区市町村
都心・副都心	千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区、文京区、豊島区
城東	台東区、墨田区、荒川区、足立区、葛飾区、江東区、江戸川区
城南	品川区、大田区、目黒区
城西	世田谷区、中野区、杉並区、練馬区
城北	北区、板橋区
北多摩	三鷹市、調布市、小金井市、府中市、武蔵野市、狛江市、東村山市、小平市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市、立川市、昭島市
南多摩	八王子市、日野市、町田市、多摩市、稲城市
西多摩	青梅市、日の出町、羽村市、あきる野市、瑞穂町、福生市、檜原村、奥多摩町
島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

<「地域企業グループ」の考え方(中核企業が新宿区に所在する場合の例)>



2-2. 中核企業の役割

本事業における「中核企業」は、以下の役割をすべて担うものとします。

- ① 「地域企業グループ」を代表して応募書類を提出すること。
 - ② 「地域企業グループ」の中核として運営・管理する責任を負うこと。
 - ③ 「地域企業グループ」を代表して、本事業による物的サポートを受けること。
 - ④ 本事業の応募時に、構成企業と本事業の実施に係る届出(様式5)を行うこと。
- また、本事業の採択決定後、必要に応じて構成企業と共同事業の実施に係る契約を締結すること。

2-3. その他の支援対象事業者の要件

中核企業および構成企業が、次の①～⑤のいずれも満たすものとします。

- ① 法令等や公的機関等との契約における違反や税金の滞納がないこと。

- ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある法人・団体等でないこと。政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的とする組織体でないこと。
- ③ 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)に該当せず、または法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員および同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者がいないこと。
- ④ 本事業で応募する取組と同一テーマ・内容で、都・国・その他の都道府県・区市町村等から助成等を受けていないこと。
- ⑤ その他、都が本事業による支援を提供するにふさわしくないと判断する業務等を有さないこと。

3. 支援対象事業

以下の①②のいずれかまたは両方に該当する事業とします。

- ① **新規事業への挑戦(これまでとは異なる新製品・新技術の開発、新市場への参入等)**
 - ・ (例)既存産業の事業者が連携した業態転換や新市場への参入
 - ・ (例)異業種連携による新たなサービスモデルの開発
- ② **新たなソリューションを活用した競争力強化の取組**
 - ・ (例)デジタル技術を活用した共同受注・生産管理システムの構築
 - ・ (例)センサ・IoT 技術やロボットを活用した設備等の共同利用・シェアリング

4. 支援対象件数

4 グループ程度

5. 支援対象期間

令和 8 年 11 月頃～令和 10 年 1 月頃(15 カ月間程度)

6. 支援内容

支援対象事業者には、「5. 支援対象期間」を通じて以下の支援を行います。

6-1. 物的サポート

- 支援対象事業の実証にかかる費用について、審査を行ったうえで、運営事務局が支出します。
- 1 グループあたりの費用支援額は、3,000 万円(税込)を上限とします。
- 具体的な経費項目やその金額については応募者が応募書類に記載し、審査過程および採択後に、運営事務局側で個別に確認・調整を行うものとします。ただし、以下のような経費は原則として本事業のサポート対象外となります。
 - ※ 本事業における取組以外にも転用可能な有形固定資産(例:店舗・車・パソコン)の購入に係る経費
 - ※ リース・レンタルが可能な設備・機器の購入に係る経費

- ※ 「地域企業グループ」の構成員間での商取引(受発注や委託)に要する経費
- ※ 電気・通信等のインフラ整備や基礎工事等に係る経費
- ※ 土地・施設等の取得に要する経費
- ※ 間接経費（消費税その他租税公課、振込手数料、利子、光熱水費、日当、飲食費および収入印紙等。）
- ※ 親会社、子会社、関連会社等、グループ企業との取引に係る経費

6-2. 支援対象事業者の取組に必要なハンズオン支援

本事業の運営事務局(日本コンベンションサービス株式会社／株式会社日本医工研究所)により、以下の支援を実施します。

(1)事業計画書の作成支援

支援の開始にあたり、応募時に支援対象事業者が作成した応募書類に基づき、本事業における取組内容や実施スケジュール、支出計画、達成目標等をまとめた「事業計画書」を、支援対象事業者と協議のうえで作成します。

(2)事業実施に必要なマッチング等の支援

必要に応じて、支援対象事業者の取組に必要なソリューション提供者や実証フィールド、販売パートナー等の探索・紹介・マッチングを支援します。

ただし、極めて専門性・特殊性の高い条件が求められる場合等は要望に応じかねるケースがあります。また、すべてのマッチング成立を確約・保証するものではありません。

(3)支援対象事業者による取組の伴走支援

支援対象事業者の取組において、個別具体的ニーズに対応するための伴走支援を行います。

<本事業における支援内容の例>

区分	項目	具体例
調査	制度調査	・ 取組に係る法規制や政策の調査
	市場調査	・ 国内外における競合の開発動向の調査
開発	専門家・専門機関の紹介	・ 製品デザイン・技術や ICT の専門家の紹介 ・ 試験装置を保有する研究機関(大学)の探索 ・ 試験が可能な公設試や民間の試験機関のリストの提供
	採算性評価	・ 事業計画やコストに基づいた簡易的な収支シミュレーションの実施
	知財・認証取得	・ 専門家や専門機関との相談の機会の提供 ・ 申請書類の作成支援や事前相談
販売	マーケティング	・ 消費者調査や試験販売の支援
	展示会出展	・ 展示会の出展や運営・出展後のフォローに関する支援
	販売パートナー・バイヤーマッチング	・ 販売代理店や販売先企業の候補の紹介
資金調達	—	・ 公的機関の支援策(補助金・助成金等)の情報提供 ・ 金融機関の紹介
その他	立地・拠点確保	・ 自治体の企業立地支援担当者の紹介 ・ 移転・新設等に関する支援策の紹介

※ あくまで例であり、すべての支援内容の提供を確約するものではありません。支援内容は、採択決定後の

支援対象事業者と運営事務局との協議を踏まえて決定します。

7. 応募方法

7-1. 応募エントリー

本事業への応募を検討されている中核企業のご担当者は、本事業のホームページにある「エントリーフォーム」にてエントリーをしてください。入力応募書類提出期限【令和8年9月24日正午】まで可能ですが、早めのエントリーにご協力ください。

応募要件の確認のほか、必要に応じて応募書類の作成方法等についてご相談いただけます（面談（対面/オンライン）、メール、電話のいずれも可）。

7-2. 応募書類の作成

応募に必要な書類は以下のとおりです。

応募書類の様式は本事業のホームページよりダウンロードしてください。

(URL) <https://groupchallenge.metro.tokyo.lg.jp/>

<応募書類一覧>

区分	名称	備考	提出が必要な事業者	
			中核企業	構成企業
作成書類	様式 1 応募チェックシート		●	
	様式 2 企画提案書		●	
	様式 3 経費計画シート		●	
	様式 4 役員・株主名簿		●	●
	様式 5 地域企業グループ形成届出書		●	●
添付書類	履歴事項全部証明書の写し		●	●
	事業所等の所在地を証明できる書類の写し	履歴事項全部証明書、法人住民税申告書 等	●	●
	確定申告書(直近2期分)の写し		●	
	法人事業税及び法人住民税の納税証明書の写し		●	
	会社概要の写し	ホームページ 等	●	●

7-3. 応募書類の提出

中核企業のご担当者は応募書類一式を提出期限までに下記の URL から提出してください。

なお、審査に必要な情報等を確認するため、運営事務局より追加での情報提供を求める場合があります。予めご了承ください。

<提出期限および応募書類の提出先>

提出期限	令和 8 年 9 月 24 日(木) 正午まで
応募書類の提出先	https://convention.app.box.com/f/69e683bfe5724c05b4c04b2a409bb9b0

7-4. 応募書類の事前確認(※希望する事業者のみ)

応募書類の提出前に希望する事業者を対象に運営事務局による書類の確認を行います。希望する事業者は、本事業ホームページより希望日時を予約のうえ、応募書類を運営事務局までご持参ください。

<事前確認の実施概要>

実施期間	令和 8 年 9 月 16 日(水)～9 月 18 日(金) ※9:00～17:00
予約方法	●【令和 8 年 9 月 11 日(金)17:00】までに本事業ホームページで希望日時を予約してください。 ● 予約をされていない場合は受付できません。 ● また、申込順のため希望日時以外での確認をお願いすることがあります。
実施方法および実施場所	原則として、本事業の運営事務局(下記)にて対面で実施します。 「地域企業グループチャレンジ促進事業」運営事務局 (日本コンベンションサービス株式会社) 東京都千代田区霞が関1丁目4-2 大同生命霞が関ビル 18F アクセス:https://www.convention.co.jp/company/outline/ 銀座線「虎ノ門」駅 9 番出口から徒歩 1 分 千代田線・丸ノ内線・日比谷線「霞ヶ関」駅から徒歩 2 分 都営三田線「内幸町」駅から徒歩 8 分 JR 線「新橋」駅から徒歩 10 分
所要時間	1 時間程度／社

8. 審査・選定

8-1. 審査方法

支援対象事業者は、提出書類の書面審査および外部有識者等で構成する面接審査の結果により決定します。

- 面接審査は令和8年10月13日(火)の開催を予定しています。
- 面接審査では、プレゼンテーションを行っていただきます(原則として中核企業の事業責任者による発表をお願いします)。
- なお、面接審査については、書面審査を通過した事業者のみを対象に実施します。面接審査への参加可否および実施場所と日時については、個別に連絡いたします。

8-2. 審査基準

審査は以下の観点に基づいて行います。

<本事業における審査基準>

審査項目	審査の観点
①事業の実現性	・ 取組にあたっての現状分析・課題意識・対応策・計画内容は適切か ・ 地域企業グループを管理、運営する能力を中核企業が有しているか ・ 取組における中核企業、構成企業等の強みは明確か ・ 各事業者における取組体制が確保されているか／事業者間の役割分担・成果の帰属(所有権や知的財産権)は明確か
②事業の成長性	・ 取組によって期待される成果(事業化による売上増や新たなソリューション導入による生産性の向上)が明確か ・ 市場環境や需要動向を踏まえ、今後の売上・付加価値の拡大が見込まれるか
③企業の変革度合い	・ 中核企業や構成企業等の既存のビジネスモデルや業務プロセスの変革に資する取組か ・ 本事業による支援終了後も取組を継続する財務基盤や人材が確保されているか ・ 取組に対する熱意やコミットメントがあるか
④同業他社や地域産業への波及効果	・ 地域内におけるより多くの事業者が参画可能な取組か／将来的により多くの事業者が参画可能な取組に拡大する可能性があるか ・ 同様の課題を有する他の事業者にとって参考に資する波及効果のある取組か

※書面審査では、要件の可否、財務状況の健全性などについても審査いたします。

8-3. 審査結果の通知

令和8年10月下旬を目途に、採択の可否に関わらず、全ての応募者に結果を通知します。

ただし、審査のプロセスは全て非開示とし、審査結果に関する個別のお問合せや異議申し立てには対応いたしかねます。

9. 採択決定後の主な流れと採択にあたっての留意事項

9-1. 採択決定後の主な流れ

採択決定後の主な流れは以下のとおりです。

また、支援期間終了時(令和 10 年 3 月頃)には、本事業における取組を成果報告会で対外的に発信いただきます。

<採択決定後の主なスケジュール(予定)>

実施項目	令和8(2026)年度					令和9(2027)年度												
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
事業計画書の策定	★ 策定	必要に応じて更新																
取組の実施	運営事務局による物的サポート・ハンズオン支援																	
進捗報告(月次)	活動報告および支出実績の作成・提出																	
成果報告						★ 活動報告会 (第1回)		★ 活動報告会 (第2回)					★ 活動報告会 (第3回)			★ 成果 報告会		

9-2. 留意事項

(1)応募に際して

- 応募者である中核企業は、応募時に入力する個人情報については以下を承諾するものとします。
 - ・ 応募時に入力する個人情報は、本事業の範囲内でのみ利用すること
 - ・ 応募様式の提出をもって、入力した個人情報が上記の利用目的の範囲内で、審査員(外部有識者含む)に提供されることに同意したものとみなされること
- 企画提案および応募書類作成に要する全ての費用は、応募者の負担とします。

(2)採択後

- 支援対象事業者は、地域企業グループチャレンジ促進事業運営事務局と業務委託契約を締結し本事業を実施すること。
※東京都からの委託、および地域企業グループチャレンジ促進事業運営事務局が事務局として実施する業務の企業への委託ではありません。
- 関連法令等を遵守し、支援対象事業者の責任で取組を実施すること。
- 取組に際して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、支援対象事業者がその費用を負担すること。なお、取組に当たって法的な確認等が取れない場合、採択取消しとなることがあります。
- 本事業で支援対象事業者が生み出した知的財産権等は、支援対象事業者に帰属します。なお、事業の情報、成果や写真・動画を東京都および運営事務局が広報に利用する場合があります(財産権を伴う技術情報など、公表に適さないものを除く)。
- 支援対象事業者が正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、支援の全部または一部を取消し、支払った費用支援の全部または一部に相当する額を返還していただきます。
 - ・ 「2.支援対象事業者」で示す各要件を満たしていないことが明らかになったとき

- ・応募・申請内容に虚偽があったとき
- ・取組を実施せず、または実施する意思が認められないとき
- ・取組を中止したときまたは完了する見込みがないと認められるとき
- ・費用を事業の目的以外に使用したとき
- ・本事業で定める進捗報告を指定の期日までに遂行しないとき

(3)採択後の責務

- 支援期間中を通じて運営事務局との定例ミーティング(月 1 回程度)を実施し、進捗状況や課題等について報告するとともに、活動報告及び支出実績を月次で提出すること。
- 本事業の支援期間中および終了後に、東京都が行う本事業のイベント・WEB サイト等での情報発信や各種調査等に協力すること。

10. 問い合わせ先

本事業に関する問い合わせは、以下にて受け付けます。

地域企業グループチャレンジ促進事業 運営事務局
 (運営受託:日本コンベンションサービス株式会社)
 住所:東京都千代田区霞が関1丁目4-2 大同生命霞が関ビル 18F
 メールアドレス: groupchallenge-admin@convention.co.jp
 電話番号:03-3508-1289(受付時間:10:00~17:00(土日祝を除く))